

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和4年4月28日（木）15：00～15：35

場 所：日本薬剤師会第2会議室

出 席 者：山本会長、安部副会長、磯部専務理事

提出資料：

- ・ ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について
(令和4年4月20日付 日薬業発第29号)
- ・ 誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について（その11）
(ゴールデンウィーク中の検査体制の確保について)
(令和4年4月22日付 日薬業発第35号)
- ・ 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッドパック）の医療機関及び薬局への配分について（別紙及び質疑応答集の修正）
(令和4年4月25日付 日薬業発第36号)
- ・ セルフメディケーション税制対象品目（令和4年5月分）の公表及び同税制のポスター・チラシについて（令和4年4月13日付 事務連絡）
- ・ 令和3年度高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の概要について（報告）
(令和4年4月25日付 日薬情発第18号)

1-1. ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医政局より都道府県等に対し、連休時においても各地域で必要な医療提供体制を確保することが求められている。

各都道府県薬剤師会には、連休時の提供体制の確保、各都道府県における検査事業への対応、及び医療用抗原定性検査キットの販売の体制等を要請した。

あわせて、現時点におけるラゲブリオの取り扱いについて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部より得ている情報として、以下について都道府県薬剤師会に周知した。

- ・ 「供給を担う薬局」の在庫上限を50に引き上げ
- ・ 「供給を担う薬局」以外の対応薬局においても、クラスター発生などの場合には上限なく発注可能（基本的に翌日配送）
- ・ 製薬会社及び卸のゴールデンウィーク中の配送体制について、ゴールデンウィーク中は連休を作らず隔日で配送日を設ける等の対応

1-2. 誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室等より、ゴールデンウィーク期間中、特に5月3日から5日の期間において、無料検査を行っている事業者に対し可能な限り無料検査の実施に努めるよう依頼がなされた。

都道府県薬剤師会宛には、無料検査を行っている薬局に対して、開局状況の地域住民への周知

や各薬局店頭における掲示による対応等、ゴールデンウィーク中も極力検査体制を確保し、地域住民への周知等につき協力いただくよう通知を発出した。

1-3. 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッドパック）の医療機関及び薬局への配分について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬「パキロビッド」の医療機関及び薬局への配分に関する事務連絡が改正された。

今般の改正では、無床診療所での院外処方開始とともに、パキロビッド対応薬局もあらためてリスト化することとされた。対応薬局には、ラゲブリオの調剤実績等（当該要件に該当しない薬局は、今後、医療機関と連携して適切に経験が積めるように配慮）や、夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応を含む）を行うこと、各都道府県内の対象医療機関と緊密な連携がとれること等が求められた。さらに、クラスター等に備え、特に地域において重点的な配分が必要と考えられる薬局として「供給の役割を担う薬局」を選定することとなっている。

対応薬局には、調剤時の「適格性情報チェックリスト」の確認や、患者のかかりつけ薬剤師・薬局や患者が過去に利用したことのある薬局と連携して対応すること、パキロビッド登録センターの指示に従って当該患者の投与実績を入力すること等についても求められている。また、これまでの経験を踏まえ、質疑応答集にて処方箋の記載例の変更、副作用に係る質問の追加等がされた。

各都道府県薬剤師会には、改正後の事務連絡により求められている薬局のリスト化等につき、これまでのパキロビッド対応薬局における運用面を含めた対応の経験や知見を踏まえ、行政及び医師会等の関係団体等と連携・調整を図り、地域の医薬品提供体制の整備に向け対応を進められるよう依頼するとともに、パキロビッドを取り扱う医療機関及び薬局から各薬局に対して患者の服薬情報等の照会があった場合の円滑な情報提供のため、会員への周知等も要請した。

2. セルフメディケーション税制対象品目（令和4年5月分）の公表及び同税制のポスター・チラシについて

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本年5月1日より厚労省ホームページにおいて、セルフメディケーション税制の対象となる5月分の一般用医薬品の対象品目が示された。

各都道府県薬剤師会には、変更内容について確認、POSシステムへの情報登録等、本税制の対象として速やかに対応できるよう準備を進めるように要請した。

また、本会及び関係団体により、新たに作成したセルフメディケーション税制のポスター及びチラシも活用いただくよう併せて案内をした。

3. 令和4年度第1回都道府県会長協議会の開催について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和4年度第1回都道府県会長協議会は、令和4年5月25日（水）、午後1時30分から本会8階会議室にて、現地参加またはWEB参加のハイブリッド方式で開催を予定している。

議題は、報告としては、第1号「会務報告」、第2号「日薬を巡る最近の動きについて」、第3号

「新型コロナウイルス感染症への対応について」、第4号「都道府県薬剤師会運営費負担金の交付について」、第5号「令和4・5年度代表議員等選挙結果について」、第6号「ウクライナへの支援金について」、第7号「その他」である。協議としては、第1号「日薬学術大会開催地に関する件」、第2号「規制改革への対応の件」、第3号「令和5年度予算・税制改正等要望事項の件」、第4号「その他」である。

4. 令和3年度高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の概要について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会は、令和3年度においても、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づく研修実施機関として、各都道府県薬剤師会との共催で47都道府県、全66回の研修を開催したことを報告する。令和3年度の終了者数は、合計18,746名で、昨年より944名増加した。また、同概要については、厚生労働省と各都道府県薬剤師会にも報告済みである。

記者からの質問は以下の通り。

記者：岸田首相がリフィル処方箋の推進について言及されたが、この件について日薬の見解を伺いたい。

山本会長：リフィル処方箋が、令和4年度の国の方針として、しっかりと予算の中に盛り込まれていることを話されたのだと理解している。

記者：岸田首相との会談について詳細を伺いたい。

山本会長：新型コロナウイルスの治療薬の現状等について話をした。

記者：規制改革推進会議のワーキンググループで進む議論について、外部委託と薬剤師の員数規定の件について日薬の見解を伺いたい。

山本会長：薬剤師の員数規定や調剤外注の件について、従来通り主張を変えるつもりはない。こちらが主張していることについてはご理解いただきたいと思っている。

次回の定例記者会見は、令和4年5月11日（水）、15：30～16：30

以上